

# 平成25年3月に日本学生支援機構第一種奨学金が満期になる大学院生の方へ（平成22年以降採用者）

## 人的保証から機関保証への変更について

平成24年度満期者の方で、「やむを得ない理由により（JASSOの基準は下部に掲載してあります）」人的保証から機関保証への変更の切り替えを希望される方は、「1、保証の変更依頼書」、「2、保証変更に伴う返還誓約書変更届」を提出していただく必要があります。

その場合、「大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者の返還免除」の申請を予定されている方は、**【平成24年11月30日（金）17:00】までに上記全ての書類を本学学生支援課に提出する必要があります。**「1、保証の変更依頼書」、「2、保証変更に伴う返還誓約書変更届」の書式を必要な方は至急、学生支援課奨学事業係窓口までお越しください。

人的保証から機関保証に変更した場合、平成25年2月の中旬頃に、保証機関である日本国際教育支援協会から届く通知に基づき、保証料を一括振込する必要があります。指定する期限までに保証料の払い込みがなかった場合は、「保証変更否認通知」と、提出された「保証の変更依頼書」、「保証変更に伴う返還誓約書変更届」は日本学生支援機構から返却されます。

保証変更が否認された場合は、保証変更資格を有している場合は再度申し出ることも可能ですが、2回否認となった場合は、原則として今後の保証の変更は受け付けてもらえませんのでご注意ください。

**「大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者の返還免除」を申請する予定の方は、申請時には返還誓約書が提出済みである必要があります。人的保証から機関保証への変更を希望する方は、上記期日までに変更に必要な書類を提出していただかない場合は、機関保証としての返還誓約書を受けたうえでの返還免除申請の受付ができませんのでご注意ください。**また、奨学生本人は破産、もしくは債務整理中の場合は機関保証への変更はできません。なお、機関保証から人的保証への変更はできませんのでよろしくお願いいたします。

### JASSOの基準

変更を希望する理由が、やむを得ない理由である。

やむを得ない理由とは... 当初予定していた連帯保証人または保証人にやむを得ない事由（死亡等）が発生し、かつ新たな連帯保証人または保証人が選任できない理由等。

（以下の理由による場合は、お受けできません。）

- ・ 一身上の都合など理由が不明確なもの。
- ・ 連帯保証人や保証人と疎遠である場合、もしくは心情的に保証人を依頼できない。
- ・ 保証人を依頼した対象者が親族等に限定している。（※4 親等を超える親族もしくは血縁関係のない者でも、「返還保証書」及び資産もしくは所得に関する証明書の提出により保証人として選任できます。）

平成24年11月2日

学生支援課